

# NISHIMURA & ASAHI

2023年 第1四半期 (1-3月)

## ASIAN LEGAL UPDATE

インドネシア	2
マレーシア	3
フィリピン	5
シンガポール	6
タイ	7
ベトナム	8
インド	9

## 戦略的提携・拠点開設のお知らせ

### クアラルンプール<sup>1</sup>

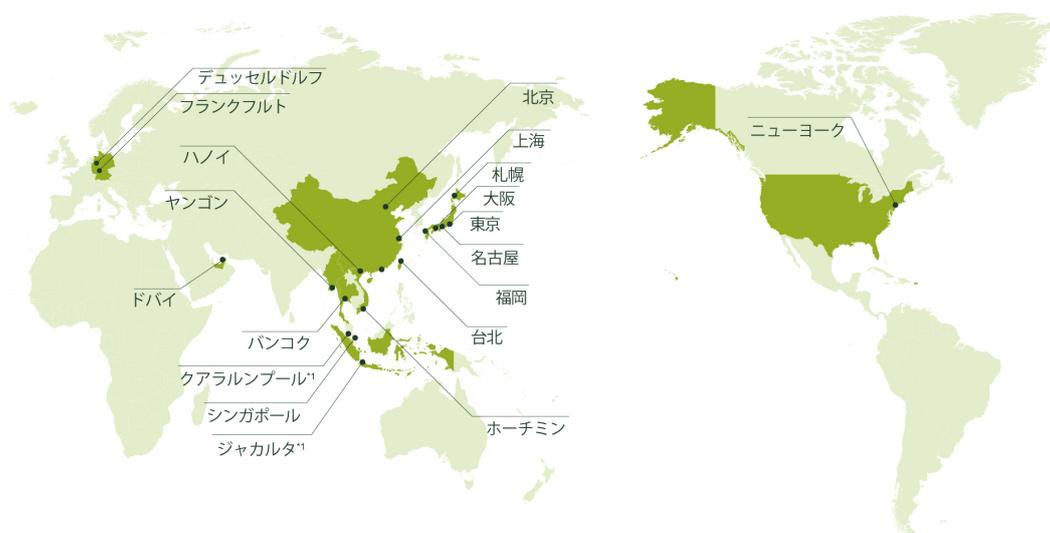
アジアでのさらなる体制強化のため、2023年1月より [WM Leong & Co](#) と当事務所のシンガポール拠点である Nishimura & Asahi (Singapore) LLP が、マレーシア業務に関して戦略的提携を行っております。

WM Leong & Co は、マレーシア法において豊富な知識・経験を有する [ワンメイ・リョン マレーシア弁護士](#) が代表を務めるマレーシアの独立した法律事務所です。WM Leong & Co との戦略的提携の下で、マレーシアが関わるクロスボーダー案件について豊富な経験を有する [眞榮城大介弁護士](#) および当事務所シンガポール事務所所属の弁護士が中心となり WM Leong & Co と緊密に連携しながらクライアントのマレーシア事業の拡大および現地ビジネスのサポートを行ってまいります。<sup>2</sup>

### 札幌

2023年4月に札幌事務所を開設しております。道内企業での執務経験を有し、コーポレート・M&A・エネルギーの分野ならびに海外案件支援に強みを持つ [坪野未来弁護士](#) が所属しており、身近なところでご相談をいただきながら、きめの細かいアドバイスを提供いたします。

ご相談いただいた案件については、西村あさひ法律事務所の800名を超える弁護士・プロフェッショナルのなかから、その業務分野において豊富な経験と専門性を持ち、かつ、案件の対応に最適と考えられるチームを組成することで、ビジネス法務分野を広くカバーし、ワンストップでリーガルサービスを提供いたします。



<sup>1</sup> 提携事務所  
<sup>2</sup> 一部の提携事務所およびアライアンス事務所を含む

<sup>1</sup> 提携事務所

<sup>2</sup> 本提携では、マレーシア法に関する案件は、原則として WM Leong & Co. の弁護士が検討・受任することになります。

### 1. 破産及び清算:PPSK 法による改定

金融セクター開発強化法(インドネシア語の頭文字から「PPSK 法」という。)は、一定の当事者(公開上場会社、銀行、ノンバンク)の破産及び清算に関する一定の改定及び説明を定めている。同法は、(施行について異なる指定が明示的になされている一定の規定を除いて)2023年1月12日に施行された。かかる改定及び説明の一部は、次のとおりである。

- (i) インドネシア金融サービス庁及びインドネシア中央銀行が、金融機関、決済サービス提供事業者等に対して破産申立てを行う法律上の権限があることが明確にされた。
- (ii) 電子マネーの発行者が破産を宣告された場合に、発行者が利用者に対して負う義務を履行するために発行者が分別管理していた資金は、破産財団に含まれない旨明確にされた。
- (iii) 公開上場会社の清算において、清算後の残余財産が株主に分配される場合、普通株主が支配株主に優先して支払いを受けるものとする旨明確にされた。
- (iv) 一定の短期金融市場取引及び短期金融市場における外国為替手形取引について、破産におけるゼロ・アワー・ルールの適用が除外される。かかる取引は完了されなければならない、破産決定日の現地時間00:00に遡る破産決定の遡及的効力の対象とはならない。

### 2. 銀行部門:PPSK 法による更新

PPSK 法によって銀行部門に導入された主な変更は以下のとおりである。

- (i) **インドネシア商業銀行の形態**  
PPSK 法は、商業銀行が協同組合(koperasi)や地域企業(perusahaan daerah)の形態で運営することを禁止した。そのため、インドネシアの商業銀行は全て有限責任会社(PT)の形態を取る必要がある。
- (ii) **顧客情報の開示義務**  
PPSK 法は、破産又は清算手続において、清算人又は破産管財人の要請があった場合、銀行が顧客情報を開示することを明示的に定めている。これは、破産又は清算手続における開示が、銀行の一般的な秘密保持原則よりも優先されることを意味している。
- (iii) **追加の刑事制裁**  
PPSK 法は、禁錮及び罰金に加えて、新たな刑事罰として、影響を受けた顧客に対する強制的な賠償の支払いを導入した。かかる強制的な賠償の支払いのために、有罪判決を受けた当事者の資産を没収し、差し押さえることができる。

### 3. 新刑法

新刑法は、2023年1月2日に公布され、公布日から3年後に施行される。当該法は、施行後、汚職の撲滅に関する法律や電子取引に関する法律などの他の多くの法律にも影響を与えることになる。

当該新法は、企業がインドネシアの刑法の下で刑事罰を受ける対象となり得ることを明らかにした。当該新法における主な刑事罰は罰金であり、損害賠償金の支払いから企業の解散に至るまで、追加的な刑事罰を科されることもある。

## 1. 雇用法の改正

マレーシアの1955年雇用法(以下「雇用法」という。)についての重要な改正が可決され、2023年1月1日に施行された。

雇用法は、改正によって、その賃金額にかかわらずあらゆる労働者に一般的に適用されることを前提として、月額賃金が4,000リンギット以下の労働者及び肉体労働者(以下「被保護労働者」という。)に対して一定の追加的保護が与えられることになっていることに、留意すべきである。

あらゆる労働者に対して適用されるEA雇用法上の強行規定のうち、改正のなされた主な条項は以下のとおりである。

- (i) 労働時間の上限規制: 週48時間から週45時間に短縮。
- (ii) 出産有給休暇: 一回の出産につき60日間から98日間に延長。
- (iii) 男性育児有給休暇: 一回の出産につき連続7日間。
- (iv) 傷病休暇: 傷病有給休暇及び入院有給休暇の権利は、別個に扱われるものとし、合計60日間の上限の対象とはならない。
- (v) セクシュアル・ハラスメントに関する注意書: セクシュアル・ハラスメントに対する意識向上のための注意書を目立つ形で掲示する。また、使用者は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情について調査することを法令上義務付けられる。
- (vi) 妊娠中の労働者の解雇に関する制限: 現行の雇用法は、妊娠中又は妊娠に起因する疾病に罹患している女性従業員を解雇することを違法としている。但し、雇用契約の条件の故意の違反、不正行為又は事業の廃止を理由とする場合はこの限りではない。

他方で、被保護労働者に与えられる主な追加的保護は以下のとおりである。

- (i) 通常の労働時間を超えて行われた労働に対する時間外勤務手当
- (ii) 休日労働に対する賃金支払及び有給休暇
- (iii) 失業手当

さらに、現行の雇用法は、外国人労働者(知識労働者及び家事労働者を含む。)を雇用する場合には、使用者に対し、事前に労働省長官の許可を得ることを義務付けている。使用者は、次の各号の条件を満たすときは、労働省長官の許可を受けることができる。

- (i) 雇用法に基づく決定、命令又は指示に関する未解決事項の不存在
- (ii) 雇用法、労働者社会保障法、労働者の住居、宿泊施設及びアメニティの最低基準に関する法律並びに国家賃金審議会法の違反による有罪判決に関する未解決事項の不存在
- (iii) 人身売買及び強制労働に関する法律への違反の不存在

## 2. 2022年セクシュアル・ハラスメント防止法

2022年の第3四半期において、雇用の分野に限らず、マレーシアで初めてのセクシュアル・ハラスメントに関する法律が議会で可決された。2022年セクシュアル・ハラスメント防止法(以下「ASHA」という。)は、社会の意識の向上及び日常生活のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント(職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含む。)の発生を防止を目的とする。

「セクシュアル・ハラスメント」を構成する3つの要素は以下のとおりである。

- (i) 言語的、非言語的、視覚的、動作的又は身体的かを問わず、あらゆる態様の性的な性質を有する望まれない行為であって、
- (ii) 他人に対して向けられたもので、
- (iii) 不快若しくは屈辱的であると合理的に認められ、又は、他人の幸福を脅かすものであること。

本書執筆時点において、女性・家族・社会開発相の機能と権限に関するASHAに基づくいくつかの規定が施行されている。裁判所等その他の事項に関するASHAのその他の規定は、段階的に施行される。

使用者は、ASHA及び雇用法の関連規定に照らして、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、

積極的な措置を講じ、かつ、適切な手続きをとることが推奨される。

## 1. 2023 年税制改革規則に基づく所得税率の引下げ

2023 年 1 月 1 日、共和国法第 10963 号、すなわち加速と内包的成長のための税制改革法(Republic Act No. 10963 or the Tax Reform for Acceleration and Inclusion Law)(以下「TRAIN 法」という。)に基づき、所得額が 25 万ペソ超 800 万ペソ以下である個人の所得税率の引下げが開始された。従前は、20%から 32%の累進課税が適用されていたが、今後は、個人納税者には、引下げ後の税率 15%から 30%が適用される。この変更により、2018 年の TRAIN 法の施行時と比較すると、個人納税者の新たな所得税率には、課税対象所得額が 25 万ペソ超 200 万ペソ以下の場合には 5%の引下げ、200 万ペソ超 800 万ペソ以下の場合には、2%の引下げが行われる。これまでと同様に、課税対象となる年間所得額が 25 万ペソ以下の個人納税者は所得税が免除され、8 百万ペソを超える場合は 35%の所得税率が課される。

## 2. データ処理システムの登録及びデータ保護責任者の指名に関する改正規則

2023 年 2 月 3 日、国家プライバシー委員会(National Privacy Commission)(以下「NPC」という。)は、NPC 登録システム(National Privacy Commission Registration System)(以下「NPCRS」という。)を開始した。NPCRS は、フィリピンのデータプライバシー規制に従って個人データを処理する個人・法人が、データ処理システム(Data Processing Systems)及びデータ保護責任者(Data Protection Officers)を登録するための新たなポータルシステムである。このオンライン登録システムが開始される前は、データ保護責任者に関して電子メールによる登録システムが存在するのみであった。

NPCRS は、NPC 通達第 2022-04 号(以下「2022 年通達」という。)により開始され、これにより個人データ処理システムの登録、自動意思決定及びプロファイリング(automated decision-making and profiling)に関する通知、並びにデータ保護責任者の指名に関して 2017 年に発行された従前の NPC 通達が廃止された。2022 年通達に基づき 250 人以上の従業員を有する個人情報管理者若しくは個人情報処理者、1000 人以上の機密性の高い個人情報(sensitive personal information)を処理する者、又は、データ対象者の権利及び自由にリスクをもたらす可能性のあるデータを処理する者は、当該システムを開始する 20 日前までに、データ処理システム及びデータ保護責任者を NPCRS から登録しなければならない。既に個人データを処理しており、かつ 2022 年通達に基づき登録が求められる者は、登録義務の遵守について、2023 年 7 月 10 日までの猶予期間が設けられている。NPC への登録が求められない者は、2022 年通達の別紙 1 の公正証書「データ処理システムの登録免除に関する宣誓書」(Sworn Declaration and Undertaking for Exemption from Registration of Data Processing Systems)を代わりに提出することが求められる。

## 3. 中央銀行の外国為替規制の改正

2023 年 3 月 29 日、フィリピン中央銀行(以下「BSP」という。)金融委員会は、BSP 通達第 1171 号を承認した。この通達は、COVID-19 感染症まん延中の一時的な救済措置として 2020 年 BSP 通達第 1080 号に基づき発令された外国為替(以下「FX」という。)規制の改正を恒常化させるものである。この改正により、BSP とのより効率的な取引が可能となる。BSP 通達第 1171 号による主要な改正事項は、以下のとおりである。

- (i) 外国債/外貨建て借入/外貨投資の承認・登録申請、BSP に対するその他の申請、及びフィリピンの銀行による FX の販売申請について、BSP へのハードコピーの提出は不要となり、電子的な提出が可能となる。
- (ii) 当座預金口座の取引(商取引・非商取引)及び外国投資の関係書類について、公証が不要となる。
- (iii) BSP が発行する全ての書類(登録申請にかかる BSP の承認レター及び外国投資の登録に関する中央銀行登録書類(Central Bank Registration Document)を含む。)は、電子フォームにより行われる。
- (iv) BSP 国際事業部(BSP-International Operations Department)への報告の提出遅延にかかる罰金の免除は、(BSP により延長されない限り)2023 年 6 月 30 日まで引き続き有効である。
- (v) 外国為替取引規制マニュアル(Manual of Regulations on Foreign Exchange Transactions)別紙 20 に基づき FX 取引に課される処理手数料が廃止される。

## 1. 就業許可証(EP)申請の検証要件の変更

人材省(以下「MOM」という。)は、ビザ取得のためのポイント制度である補完性評価枠組み(COMPASS)の導入に伴い、申告される全ての中等教育後又はそれ以上の卒業資格につき、第三者機関による検証を受けなければならないと発表した。この要求は、2023年9月1日以降の新規の就業許可証(以下「EP」という。)申請及び2024年9月1日以降の更新に適用される。EP申請において教育資格が申告されている場合には、そのような第三者機関による証明が必須となり、当該資格を付与した国によって異なるものの、学歴証明書、成績証明書に関する追加の裏付け書類、及び又は経歴審査会社からの検証証明が必要となる。

COMPASSの下での枠組みは2段階となり、以前から発表されていたように、使用者は、第1段階の給与要件(金融サービス業を除く全ての業種でSGD5000、金融サービス業についてはSGD5500に引き上げられた。)の充足を要求されるだけでなく、第2段階で、ポイント制度であるCOMPASSのスコアを取得することが要求され、候補者の給与及び資格、企業の多様性及び現地雇用への支援に関する基礎基準と、技能ボーナス(シンガポール国内で技能不足が存在する職種の候補者を対象とする。)、及び戦略的経済優先施策にかかるボーナス(意欲的なイノベーションに関する政府とのパートナーシップ又は国際化活動を対象とする。)に関するボーナス基準がある。候補者にCOMPASSの要件を充足させるためにこれらの教育資格によるポイント獲得を必要とする使用者は、EPの申請書でその旨を申告しなければならないが、教育資格のポイントを必要としない使用者は、教育資格を申告する必要はない。

## 2. 職場公正性法案の勧告

MOMは、2023年3月24日、職場の公正に関する第三者委員会(第三者委員会)が2023年2月13日に発表した中間報告に基づき、現行の公正な雇用慣行に関する第三者ガイドライン(TGFEP)を補完することを目的とする職場公正性法案について、公正な雇用基準をさらに定着させ、労働者に対して公正な待遇と差別からの保護をより確実に提供し、使用者と従業員の強固な関係を育み、従業員に良好な職場環境をもたらすための20の勧告を発表した。

上記法案の下では、とりわけ、雇用において不利な結果に繋がる差別を経験した従業員は、救済手段を利用することができ、職場での差別やハラスメントの通報に対する報復からも保護される。さらに、使用者には苦情処理の仕組みを整備し、報告者の身元の秘密を保護することが要求される。法案は使用者の実際的なニーズも考慮しており、例えば、真正かつ合理的な雇用上の必要性が存在する場合には、採用決定において、本来的には保護対象とすべき特性(protected characteristic)であったとしても、これを考慮要素とすることも認めている。

さらに、法案は、差別に関する申立てを取り扱う主要な場としてまず紛争管理に係る第三者連合(TADM)における義務的調停を要求し、労働請求裁判所(ECT)での裁定は最終手段と位置付けており、また、MOMが適切な執行措置をとることができるように、制裁と罰則も強化している。

## 3. コーポレート・ファイナンス・アドバイザーの業務遂行要件

シンガポール金融庁(MAS)は、2023年2月23日に新しい通達SFA04-N21(以下「本通達」という。)を発行した。本通達はコーポレート・ファイナンス(CF)アドバイザーに対してデューディリジェンス及び業務遂行に関する必須基準を課すものであり、2023年10月1日に発効する。同基準は、コーポレート・ファイナンスに関する助言を行うための資本市場サービス(CMS)ライセンス保有者及びコーポレート・ファイナンスに関する助言に関する2001年証券先物法第99条(1)(a)、(b)又は(c)に基づいて資本市場サービス(CMS)ライセンスの免除を受けた者(銀行、商業銀行、ファイナンス会社、及びその代表者)に適用される。

本通達は、関係する利害関係者に対する身元調査や面談の実施、潜在的発行体の重要な資産への現場訪問の実施、第三者サービス提供者の知識、技能、経験の評価の遂行、また、重要な問題が十分に解決され、又は明確に開示されているかの確認など、具体的な要求事項を定めている。また、アドバイザーの関連会社や支配株主が同じ顧客にサービスを提供する場合など、利益相反を回避するための要件が強化された。新規株式公開や企業結合を含むリバース・テイクオーバーにおいて発行管理人、スポンサー又はファイナンシャル・アドバイザーの立場で行動するアドバイザーは、暫定的にそのような要件の遵守を開始することが奨励される。

## 1. 私募に関する規則の改正

2023年2月1日、資本市場監視委員会(Capital Market Supervisory Board)の「上場会社の私募による新規株式発行の許可に関する通達 TorJor.28/2565号」(以下「CMSB 通達」という。)が官報に掲載された。当該改正規則は2023年7月1日に施行される予定である。この CMSB 通達により、私募による新規株式発行に関する従前の規則が全て撤回され、また、私募による株式募集を行うにあたりタイ証券取引委員会の承認を得る必要がなくなる。もともと、株式を発行する会社は、依然としてその他の要件(株主総会招集通知における情報の開示と提示、株主総会の承認の取得など)を満たす必要がある。また、一定の状況においては独立したファイナンシャルアドバイザーの意見が求められる可能性があることや、優先公募(PPO)の残余株式につき私募により投資家に対して募集することができる旨が定められているほか、株式市場価値の計算方法も修正されている。

## 2. 在宅勤務に関する新たな規定

2023年3月19日、「労働者保護法(No.8)B.E.2566(2023)」(以下「2023年労働者保護法」という。)が官報に掲載され、2023年4月18日に施行される予定である。2023年労働者保護法は、「労働者保護法 B.E.2541(1998)」(以下「1998年労働者保護法」という。)の改正法であり、使用者と在宅勤務をする労働者との間の権利及び職務を定める第23/1条が新たに導入されている。この規定により、使用者及び労働者は、業務の性質が許す場合、労働者が自宅若しくは住居で、又は情報技術媒体を介していかなる場所から就業することに合意できる。使用者は、かかる合意につき書面又は電子的形式で作成する義務を負い、これには、(i)合意の期間、(ii)通常勤務日、勤務時間、休憩時間、時間外勤務、(iii)時間外勤務、休日勤務、及び各種休日に関する基準、(iv)労働者の業務範囲と使用者の管理・監督範囲、(v)業務用品又は機器の調達義務、業務に関連して発生した必要経費の負担義務に関する詳細を記載することができる。

さらに、この新たな規定により、労働者の書面での事前同意がある場合を除き、かかる労働者は、合意された通常労働時間外には使用者からの連絡の一切を拒否する権利を有する。さらに、使用者の事業所外で勤務する労働者は、同事業所内で勤務する労働者と同様の権利を有するものとされている。

## 3. 技術犯罪の抑制に関する新たな措置

タイにおける技術犯罪又はサイバー犯罪の増加に対応するため、「技術犯罪に対する保護及び抑制措置に関する緊急勅令 B.E.2566(2023)」(以下「緊急勅令」という。)が制定され、2023年3月16日に官報に掲載、その翌日に施行された。この緊急勅令に基づき、技術犯罪が発生した又は発生するおそれがあるとみなされる事由がある場合、金融機関、決済システム事業者、通信サービス提供者及びその他の種類のサービス事業者は、行政当局の定める制度又は開示手続きに従って、顧客の口座又は取引に関する情報を開示及び交換することが求められる。また、緊急勅令において、サイバー犯罪に関連する犯行に対して科される罰則が定められており、例として、サイバー犯罪を実行するために他人が自分の銀行口座を利用することを認めた場合は3年以下の禁固刑若しくは30万バーツの罰金、又は、その両方が科される可能性がある。

## 4. 広告コンテンツに関するガイドラインと規制

事業者に対して明確化を図り、また、消費者に対して公正性と保護を提供することを目的として、広告に関する委員会(以下「広告委員会」という。)により、「証明が困難な事実の確認を行った広告表現の使用に係るガイドライン及び広告表現の証明に係るガイドラインに関する通達 B.E.2565(2022)」(以下「広告に関する通達」という。)が発出され、2023年1月13日に官報に掲載後、翌日に施行された。広告に関する通達では、広告で使用される表現に係る規制が定められており、例えば、広告表現はタイ語でなければならず、見やすく、容易に聞き取る又は読み取ることができるものでなければならず、かつ、誤解を招くようなものであってはならないとされている。また、広告表現が外国語で公開されている場合は、重要な情報についてタイ語翻訳が付される必要がある。さらに、広告を作成した事業者及び人物は、広告委員会の求めに応じて、広告内で試験又は実験の結果が参照されている場合はこの参照内容を証明する義務を負う。

## 1. 社債に関する政令を改正する政令(第 08/2023/ND-CP 号)(以下「政令 08 号」という。)

2023 年 3 月 5 日、政令 08 号が成立し、施行された。政令 08 号は、国内市場における私募及び私募社債の売買並びに国際市場における社債の発行に関する従前の政令(政令第 153/2020/ND-CP 号及び政令第 65/2022/ND-CP 号)における条項を修正・補充・失効させるものである。主な内容は以下のとおりである。

- (i) 国内市場において発行される社債の元本及び利息の支払は、社債発行者が社債の元本及び利息を十分かつ適時に支払うことができない場合には、以下の原則に従って、他の財産によって行うことができる。(a)支払は、民法、条件付経営投資分野に関する法律(該当する場合)及びその他の関連する法律に沿ったものでなくてはならない。(b)支払は、社債権者によって承認されなければならない。(c)社債発行者は、支払に関連する臨時の情報開示を行い、支払に用いられる財産の法的地位について全責任を負わなければならない。
- (ii) 政令 08 号は、社債発行者が発行済みの同種の社債数の 65%以上に相当する社債権者の承諾を条件として、社債の満期を 2 年以内に限り延長することを認めている。もともと、社債発行者は、当該満期延長に反対する社債権者がいる場合、当該社債権者に対して周知された社債発行計画に基づく義務を履行しなければならない。
- (iii) 政令 08 号は、2023 年 12 月 31 日まで、政令第 153/2020/ND-CP 号及び政令第 65/2022/ND-CP 号に基づく以下の規定を失効させる。(a)個人である職業証券投資家の決定、(b)社債の売却期限、及び(c)社債発行者の信用格付の結果。従って、これらの条件は 2023 年末までに発行された社債発行には適用されない。

## 2. ベトナム競争委員会の設置・運営

ベトナム競争委員会(以下「VCC」という。)の機能、任務、権限及び組織構造並びに構成員に関する指針が、2023 年 4 月 1 日施行の同年 2 月 10 日付け政令第 03/2023/ND-CP 号、同年 3 月 29 日付け決定第 310/QD-TTg 号、同日付け第 311/QD-TTg 号及び同日付け第 312/QD-TTg 号に基づき発行された。注目すべき点は以下のとおりである。

- (i) 機能及び権限:VCC は、商工省(以下「MOIT」という。)の管轄下に置かれ、競争手続実施、企業結合届出を含む経済的集中の管理、禁止された競争制限協定の適用除外の決定、競争事件に関連する紛争解決、行政処分の賦課、その他国家による競争管理に関連する機能及び任務など、現在ベトナム競争消費者庁が実務上取り扱っている事項を行う。
- (ii) 組織構造:VCC の機能及び権限の実施を補助する部門は、①商工大臣により定められた部署を含む競争事件の調査機関、②競争事件を扱う協議会事務局、③競争監督委員会の計 3 部門である。
- (iii) 構成員:VCC は、(a)委員長、(b)1 名又は複数名の副委員長及び(c)その他の構成員を含む、最大 15 名の構成員により構成される。現在、Le Trieu Dung 元貿易救済庁(MOIT の下部組織)長官が VCC 委員長に任命されており、その他の国家機関から 7 名が構成員として選出されている。

## 3. 外国投資家によるベトナムの信用機関の株式の購入に関する 2014 年 1 月 3 日付け政令第 01/2014/ND-CP 号の多数の条項を修正し補充する政令案(以下「政令案」という。)

現在、政令第 01/2014/ND-CP 号によると、首相によって決定された法令上の特別な場合を除き、外国人投資家によるベトナムの商業銀行の株式保有総額は定款資本の 30%を超えてはならないとされている。しかし、政令案は、財務及び経営状態が悪い銀行を買収することを要請されている銀行の発展を促進するために、外国人投資家の株式保有総額の定款資本に対する割合の上限を現行の 30%から 49%に引き上げることを提案している。外国人投資家による株式保有総額の定款資本に対する割合が 30%超 49%以下となる特定の場合には、政府の承認を受けなければならない。ベトナムでは、銀行が経営困難な状態に陥りベトナム中央銀行の特別な管理下に置かれている場合、当該銀行は強制的に他の経営状態が良好である銀行に移管されることがある。

## 1. 競争法の改正

2023年4月4日、2002年競争法(Competition Act, 2002)(以下「競争法」という。)が2023年競争法(改正)案(Competition (Amendment) Bill, 2023)可決により改正された。本改正はかねてよりインド政府が懸案事項としていた点に対応するもので、競争法全体が改正対象となっている。主要な改正点は以下のとおりである。

- (i) 取引価額基準(Deal value thresholds)の導入  
これまで、企業結合規制は資産と売上が基準だったが、本改正は新たに取引価額も加えた。すなわち、ある企業の支配権、株式、議決権又は資産の取得、合併に関する取引の価額が200億インドルピー(約320億円)を超え、かつ、当該取得対象の企業がインド国内で「相当の事業」(“substantial business”。何が相当かは、今後制定される規則において具体的な基準が示される。)を行っている場合、当該取引実行前にインド競争委員会(Competition Commission of India)(以下「CCI」という。)に届出が必要となる。この取引価額基準の導入により、インド国内の資産や売上高は小さいものの高成長が期待され大きな取引価額が設定されるスタートアップやテック系企業等の企業結合が新たに届出の対象に含まれるようになる。
- (ii) 待機期間の短縮  
届出後の待機期間が210日から150日に短縮された。
- (iii) 和解手続(Settlement)及び確約手続(Commitment)の導入  
本改正によって、反競争的協定の違反又は支配的地位の濫用の疑いのある企業が、CCIに和解又は確約を申し出ることができるようになった。ただし、カルテルは対象外である。確約手続は調査の開始から完了までの間、和解手続は調査報告書の提出からCCIが最終命令を発令するまでの間に認められる。
- (iv) 制裁金の算定基準変更  
旧法下において、CCIは、競争法違反行為に対して、直近3会計年度の平均売上高の10%を上限とする制裁金を課すことができた。制裁金計算の基礎となる平均売上高については、最高裁判所は、違反行為に関連する製品又はサービスの売上高であると判示していた(2017年Excel Crop Care Limited v. CCI事件)。本改正は、制裁金における平均売上高は当該企業の全ての製品又はサービスから得られる全世界での売上高を基礎に算定することを明文化し、最高裁判決を法令により覆した。なお、同様に、当該企業の全世界での売上高を制裁金の算定基準にしている例として、EU競争法が挙げられる。

## 2. カルナータカ州工場法改正

カルナータカ州議会は、2023年2月22日、2023年工場法(改正)案(Factories (Karnataka Amendment) Bill, 2023)を可決した。本改正は、産業界の要請に応え、同州に所在する工場において、柔軟な勤務体制の導入を認めることを主たる目的としている。主要な改正点としては、(i)成人労働者の一日の労働時間の原則的な上限を9時間から12時間に引き上げ、(ii)時間外労働(3か月の合計時間)の上限を75時間から145時間に引き上げ、(iii)午後7時から午前6時までの時間帯(夜間シフト)における女性の工場勤務について、セクシャルハラスメント防止措置の導入等の条件付で可能とした。本改正は、同州への製造業の投資を促進するものであると同時に、女性工場労働者の安全確保について新たな基準を打ち出すものといえ、他州の追従動向も注目される。

## 編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)  
筋内 隆道(アソシエイト、東京事務所)  
杉谷 真(アソシエイト、東京事務所)  
小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)  
宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

## Contacts



**インドネシア**  
ミリアム・アンドレータ  
提携事務所パートナー,  
Walalangi & Partners  
[Mandreta@wplaws.com](mailto:Mandreta@wplaws.com)



**インドネシア**  
ハンス・アディプトラ・クルニアワン  
提携事務所パートナー  
Walalangi & Partners  
[hadiputra@wplaws.com](mailto:hadiputra@wplaws.com)



**インドネシア(和文監修者)**  
吉本 祐介  
インドネシアプラクティスパート  
ナー、東京事務所  
[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)



**マレーシア(和文監修)**  
眞榮城 大介  
パートナー、シンガポール事務  
所  
[d.maeshiro@nishimura.com](mailto:d.maeshiro@nishimura.com)



**マレーシア**  
ワンメイ・リョン  
提携事務所パートナー,  
WM Leong & Co 代表  
[w.m.leong@nishimura.com](mailto:w.m.leong@nishimura.com)



**フィリピン**  
ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ  
カウンセラー、シンガポール事務  
所  
[m.villarica@nishimura.com](mailto:m.villarica@nishimura.com)



**フィリピン**  
ステフィ・サリス  
アソシエイト、シンガポール事務  
所  
[s.sales@nishimura.com](mailto:s.sales@nishimura.com)



**フィリピン(和文監修者)**  
佐藤 正孝  
パートナー、シンガポール事務所  
[m.sato@nishimura.com](mailto:m.sato@nishimura.com)



**シンガポール**  
メリッサ・タン  
アライアンス事務所ダイレク  
ター、Bayfront Law  
[melissa.tan@bayfrontlaw.sg](mailto:melissa.tan@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール**  
チン・スーシャン  
アライアンス事務所アソシエイト,  
Bayfront Law  
[suxian.chin@bayfrontlaw.sg](mailto:suxian.chin@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール(和文監修者)**  
吉本 智郎  
パートナー、シンガポール事務所  
[t.yoshimoto@nishimura.com](mailto:t.yoshimoto@nishimura.com)



**タイ**  
ジラボン・スリワット  
パートナー、バンコク事務所  
共同代表  
[j.sriwat@nishimura.com](mailto:j.sriwat@nishimura.com)



**タイ**  
アビンヤー・サーンティカセム  
パートナー、バンコク事務所  
[a.samtikasem@nishimura.com](mailto:a.samtikasem@nishimura.com)



**タイ(和文監修者)**  
下向 智子  
パートナー、バンコク事務所  
[t.shimomukai@nishimura.com](mailto:t.shimomukai@nishimura.com)



**ベトナム**  
ヴ・レ・バン  
パートナー、ホーチミン事務所  
共同代表  
[v.i.bang@nishimura.com](mailto:v.i.bang@nishimura.com)



**ベトナム**  
グエン・ティ・タン・フオン  
パートナー、ハノイ事務所  
[n.t.t.huong@nishimura.com](mailto:n.t.t.huong@nishimura.com)



**ベトナム(和文監修者)**  
廣澤 太郎  
ベトナムプラクティスパートナー,  
東京事務所  
[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)



**インド(和文監修)**  
鈴木 多恵子  
インドプラクティスパートナー,  
東京事務所  
[t.suzuki@nishimura.com](mailto:t.suzuki@nishimura.com)



**インド**  
杉谷 真  
アソシエイト、東京事務所  
[m.sugitani@nishimura.com](mailto:m.sugitani@nishimura.com)

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2023